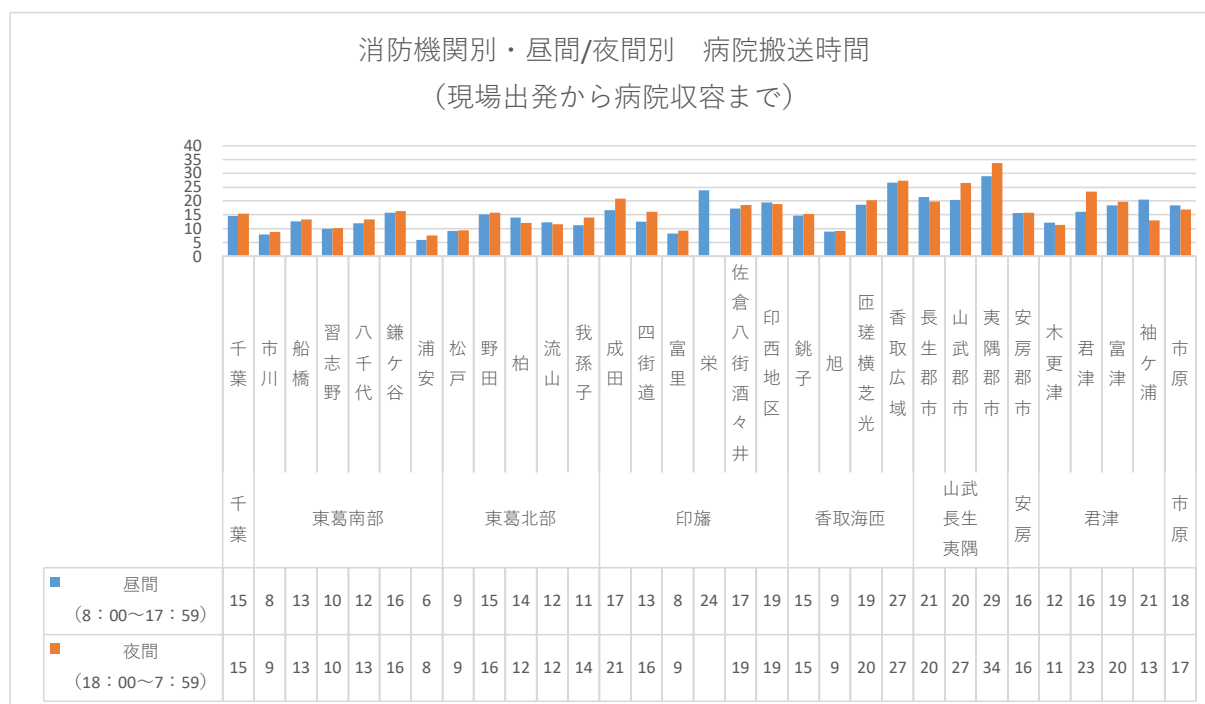


④ 病院搬送時間（現場出発から病院収容まで）

現場出発から病院収容までの時間は、主に現場から搬送先病院までの距離に比例すると想定されます。

千葉県における心血管疾患に係る病院搬送時間（転送事案を除く）は平均15.0分です。地域別に確認すると東葛北部地域（11.7分）、東葛南部地域（11.7分）、千葉地域（15.1分）が短く、市原地域（17.7分）、香取海匝地域（19.0分）、山武長生夷隅地域（24.5分）が長い傾向にありました。

図表 4-2-1-4 心血管疾患傷病者に係る病院搬送時間の地域状況



上段：消防機関  
 中段：消防機関の所在地（二次医療圏）  
 下段：平均搬送時間（分）

※栄町の夜間については、調査対象期間中に該当する事例がありませんでした。

資料：令和3年度救急搬送実態調査（千葉県）

(2) 施策の具体的展開

○ 救急医療体制の整備

早期に、適切な対応が可能な医療機関に搬送することができるよう、傷病者の搬送及び受け入れの実施に関する基準の継続的な見直しを行い、消防機関による傷病者の搬送及び医療機関による受け入れが適切かつ円滑に行われるよう努めます。

○ 現場活動時間の短縮

現場活動時間の短縮のためには、心血管疾患傷病者における緊急度・重症

度・症状・必要な処置などについて、各地域メディカルコントロール協議会の実践等を踏まえ、千葉県救急業務高度化推進協議会で集約・共有します。このことなどにより、適切な医療機関の選定にかかる時間を短縮する取組を進めます。

また、医療機関における対応可能状況を救急隊と医療機関でリアルタイムに共有し、搬送先の選定及び収容依頼に要する時間を短縮する取組を進めます。

○ 病院搬送時間の短縮

現場から搬送先の医療機関までの距離や搬送時間を把握するためのシステムを構築し、現場到着時に対応可能な医療機関のうち最も近い距離に搬送することが可能となるよう取組を進めていきます。

(3) 施策の評価指標

| 目標項目               | 現状（直近値）         | 目標            |
|--------------------|-----------------|---------------|
| 心血管疾患における搬送困難事例の割合 | 14.6%<br>（令和3年） | 減少<br>（令和11年） |

## 2 県民啓発に関すること

### (1) 施策の現状・課題

以下の症状が現れた場合には、心血管疾患を患っている可能性があることから、症状が現れた場合には、近隣の専門医療機関を受診することが大切です。

- ① 体重が急激に増加（食べ過ぎてもいないのに数日で2kg以上の増加）
- ② 息苦しさ
- ③ 足のむくみ
- ④ 横になると苦しい。
- ⑤ 冷や汗がでて苦しい。
- ⑥ 心臓の脈が乱れていて気を失いそうになる。
- ⑦ 胸の痛み

また、心血管疾患のうち急を要する心臓病が発生した場合には、以下の症状が現れやすいとされており、速やかな救急要請が重要になります。

- ① 起坐呼吸（横になると呼吸が苦しく座っている方が呼吸が楽になる。）
- ② 胸痛・背部痛（胸や背中に強い痛みがある。）
- ③ ショック徴候（意識障害、冷汗、四肢冷感、末梢性チアノーゼ<sup>しょう</sup>）
- ④ 失神

県が実施した「循環器病対策実態調査（令和3年度）」によると、上記の各症状について、「あなた（又はあなたの家族）に仮に症状が出た場合に医療機関を受診しようと思う割合」は約25%から約75%でした。

また、「救急車を呼ぼうとする割合」は約51%から約76%でした。

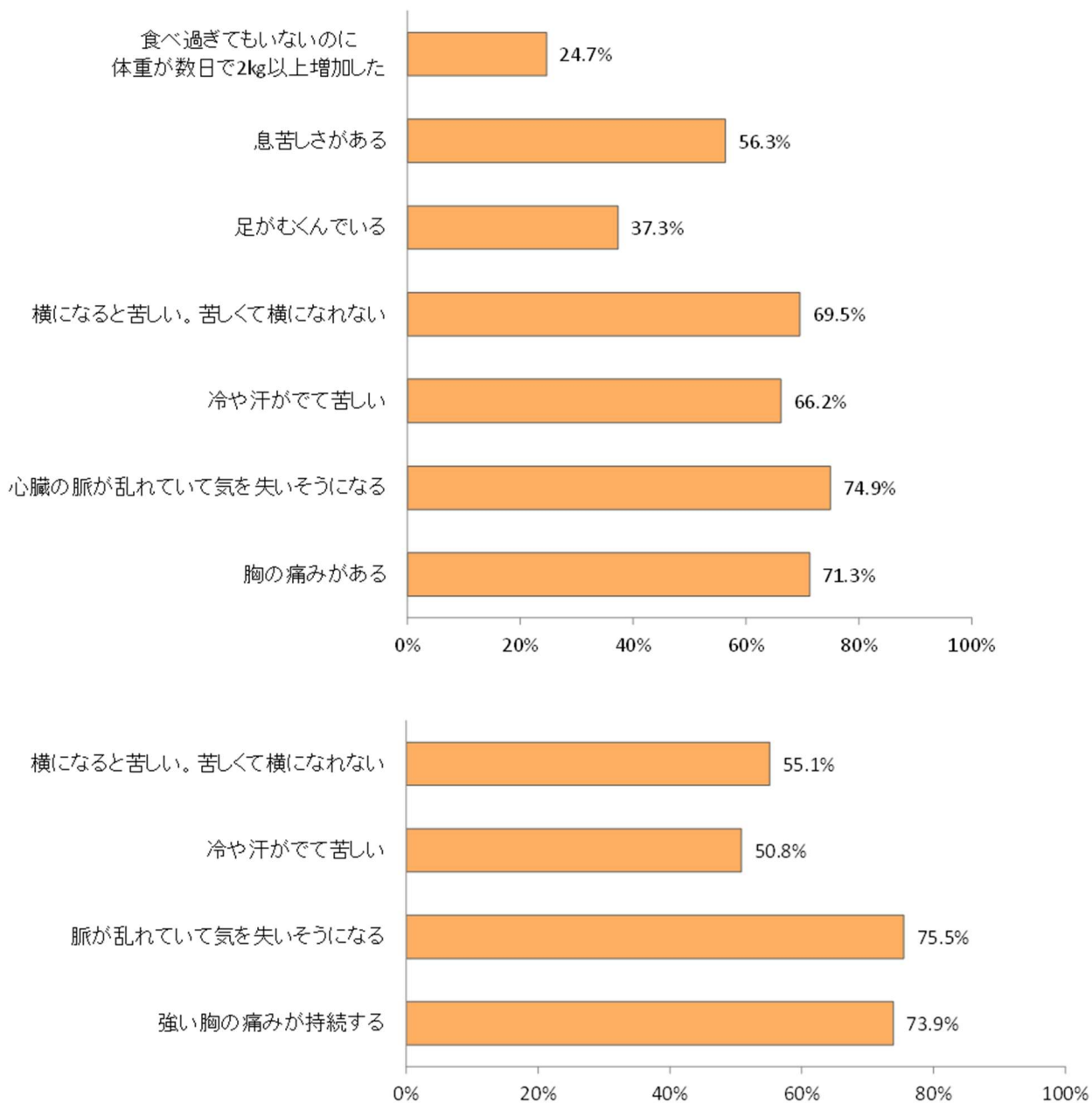
特に、「食べ過ぎてもいないのに体重が数日で2kg以上増加した」や「足がむくんでいる」については、異常の確認の難しさもあり、認知度が低くなっていると思われれます。

### 【AED】

急性心筋梗塞などの心臓の異常により、心臓が止まるような不整脈が生じた場合には、第一発見者など、市民による一次救命処置（BLS）が重要です。それとともに、不整脈を正常に戻すために心臓に電流を流す「除細動」を早く行うことが救命に肝要であり、これを行うのがAEDです。

これを踏まえ、本県では、千葉県AED使用及び心肺蘇生法の実施の促進に関する条例が施行されたところですが、AEDの使用率はいまだ低い状況にあります。

図表 4-2-2-1 心疾患が疑われる症状が出た場合に「医療機関を受診しようと思う」と回答した者の割合及び「救急車を呼ぼうと思う」と回答した者の割合



資料：令和3年度循環器病対策実態調査（千葉県）

(2) 施策の具体的展開

○ 県民啓発について

心血管疾患の初期症状のうち、一般県民でも判断しやすい項目について普及啓発をすすめます。また、心肺蘇生法等の応急処置に関する知識や技術、AEDの使用方法に関する更なる普及啓発を行います。

○ 学校での救命講習について

県立中学校及び県立高等学校において率先してAED使用等の知識及び技能の習得機会の確保に取り組むとともに、市町村立学校、私立学校等においてもその促進を働きかけます。

(3) 施策の評価指標

| 目標項目      | 現状（直近値）         | 目標             |
|-----------|-----------------|----------------|
| 救命講習等受講者数 | 7.9万人<br>（令和3年） | 13万人<br>（令和8年） |

### 第3節 急性期（治療）

#### ○ 中間目標【取組の方針】

- 専門的な治療を提供する医療体制が構築されている。

| 中間目標（指標）   | 現状（直近値）           | 目標         |
|--|-------------------|------------|
| 心筋梗塞に対する冠動脈再開通件数   | 3,024件<br>(令和3年度) | (モニタリング指標) |
| うち心筋梗塞に対する来院後90分以内冠動脈再開通件数   | 1,671件<br>(令和3年度) | (モニタリング指標) |
| 大動脈疾患患者に対する手術件数<br>(千葉・東葛南部・東葛北部・印旛・香取海匝・安房・君津・市原医療圏)<br><br>※他の医療圏については、実施している算定件数が10未満であったことから、ガイドラインに基づき未公表 | 904件<br>(令和3年度)   | (モニタリング指標) |

## 1 急性期治療に関すること

### (1) 施策の現状・課題

- 急性期治療について

心血管疾患のなかでも急激に発症し生命に係る重大な事態に陥るため、早急な治療が必要な病気として、大動脈緊急症、急性心筋梗塞、急性心不全等があります。疾患によって治療方法や対応可能な医療機関は違いますが、発症してから治療を開始するまでの時間を短くするほど治療の効果が大きくなり、予後を改善する可能性が高まります。

急性期における心血管疾患を発症している患者への治療は主に以下の3種類があります。

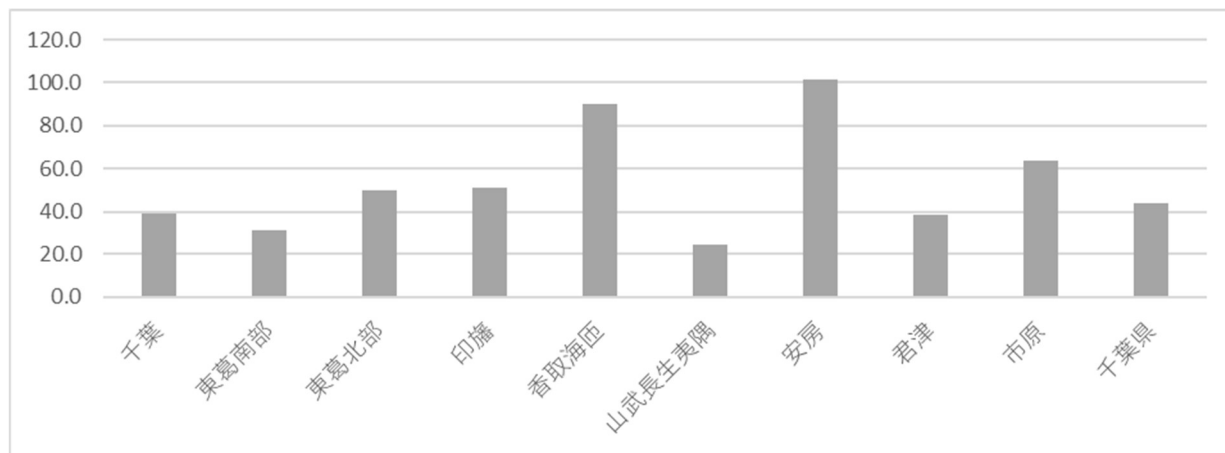
- ・ 内科的治療：急性心不全時に、利尿薬、血管拡張薬等の薬物投与の他、急性心筋梗塞時に血栓（血管の詰まり）を取り除くための薬物投与（通常、下記のカテーテル治療が優先されます）が実施されます。
- ・ 血管内治療：急性心筋梗塞時に、手首や足の付け根や太ももの血管等からカテーテル（細い管）を血管内に挿入し、詰まっている心臓の血管の血流を再開するPCI（経皮的冠動脈インターベンション）治療等の他、大動脈緊急症時に血管内部から動脈瘤<sup>りゅう</sup>の破裂を予防するステントグラフト内挿術等が行われます。

- 外科治療：急性心筋梗塞の合併症である心破裂、心室中隔穿孔<sup>せん</sup>、急性僧帽弁閉鎖不全症などが出現した場合、また大動脈緊急症（急性大動脈解離や大動脈破裂等）の場合に、開胸や開腹を行い、直接病変に対する外科治療を行います。心臓外科手術で緊急手術が必要な場合には、命の危険が大きい場合が多く、高侵襲（体に負担が大きい）な場合もあります。

なお、厚生労働省では、循環器病の治療の均てん化等を進めるため、デジタル技術を利用した有効な診療体制の確立について調査・研究をしているところであり、この状況を注視していく必要があります。

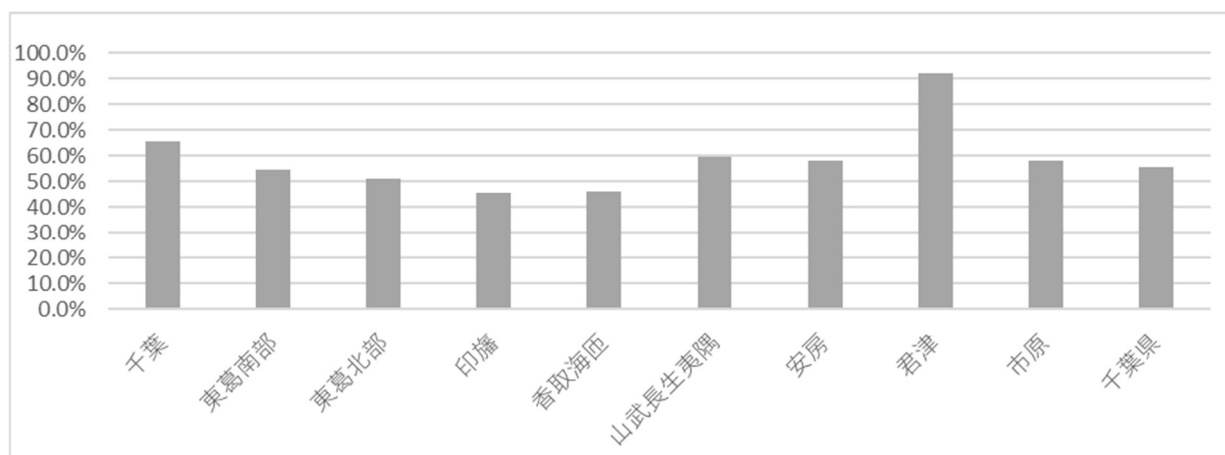
○ 治療実績

図表 4-3-1-1 二次医療圏別心筋梗塞に対する冠動脈再開通件数（10万人対レセプト件数）



図表：医療計画作成支援データブック（厚生労働省）

図表 4-3-1-2 急性心筋梗塞患者の来院後90分以内の冠動脈再開率



図表：医療計画作成支援データブック（厚生労働省）

○ 医師の確保に関すること

心血管疾患に係る急性期診療を中心的に担う「循環器内科」、「心臓血管外科」の診療科の医師数は595人となっています。（詳細は「図表1-6-7-1 循環器病に係る急性期診療科別の医療施設従事医師数」の表を参照）

実態調査によると、心血管疾患治療を提供している病院の内、急性期病棟の医師の確保が課題と答えた病院が61.8%、回復期病棟の医師の確保が課題と答えた病院が19.2%、その他の医師の確保が課題と答えた病院が14.7%となっており、とりわけ、急性期病棟の医師の確保が大きな課題となっています。

(2) 施策の具体的展開



- 効率的な専門医療体制の構築  
県は、医療圏内の連携体制や医療圏を越えた医療提供体制の強化を推進し、限られた医療資源であっても、効率的で質の高い心血管疾患に係る急性期医療提供体制の確保に努めます。
- 専門的な治療を提供する医療体制の構築  
特に、大動脈緊急症の治療を始めとした心臓血管外科手術に当たっては専門的な心臓血管外科医による治療が必要になるため、県内医療機関全体で役割分担の明確化や相互連携体制の整備が促進されるよう協議を行っていきます。
- 医療従事者の確保・定着  
医療提供体制の充実のためには、それを支える人材の確保が必要であることから、医師・看護職員の確保はもとより、限られた医療資源の中にあってもより高度で幅広いサービスを提供できるよう、他の職種とのチーム医療の取組を推進します。  
医療従事者が働きやすい職場をつくり、人材の確保・定着につながる対策を進めます。

(3) 施策の評価指標

| 目標項目   | 現状（直近値）                 | 目標                |
|--|-------------------------|-------------------|
| <p>心筋梗塞に対する冠動脈再開通を実施した医療機関数（千葉・東葛南部・東葛北部・印旛・香取海匝・市原医療圏）</p> <p>※他の医療圏については、実施している医療機関数が3カ所未満であったことから、ガイドラインに基づき未公表</p>           | <p>39機関<br/>（令和3年度）</p> | <p>（モニタリング指標）</p> |
| <p>うち心筋梗塞に対する来院後90分以内冠動脈再開通を実施した医療機関数（千葉・東葛南部・東葛北部・印旛・香取海匝・市原医療圏）</p> <p>※他の医療圏については、実施している医療機関数が3カ所未満であったことから、ガイドラインに基づき未公表</p> | <p>38機関<br/>（令和3年度）</p> | <p>（モニタリング指標）</p> |
| <p>大動脈疾患患者に対する手術を実施した医療機関数（千葉・東葛南部・東葛北部・印旛医療圏）</p> <p>※他の医療圏については、実施している医療機関数が3カ所未満であったことから、ガイドラインに基づき未公表</p>                    | <p>28機関<br/>（令和3年度）</p> | <p>（モニタリング指標）</p> |

## 第4節 リハビリテーション

### ○ 中間目標【取組の方針】

- 入院患者に対して質の高いリハビリテーションが提供されている。

| 中間目標（指標）              | 現状（直近値）             | 目標         |
|-----------------------|---------------------|------------|
| 入院心血管疾患リハビリテーションの実施件数 | 129,995件<br>(令和3年度) | (モニタリング指標) |

### 1 心臓リハビリテーションについて

#### (1) 施策の現状・課題

- 心臓リハビリテーションとは

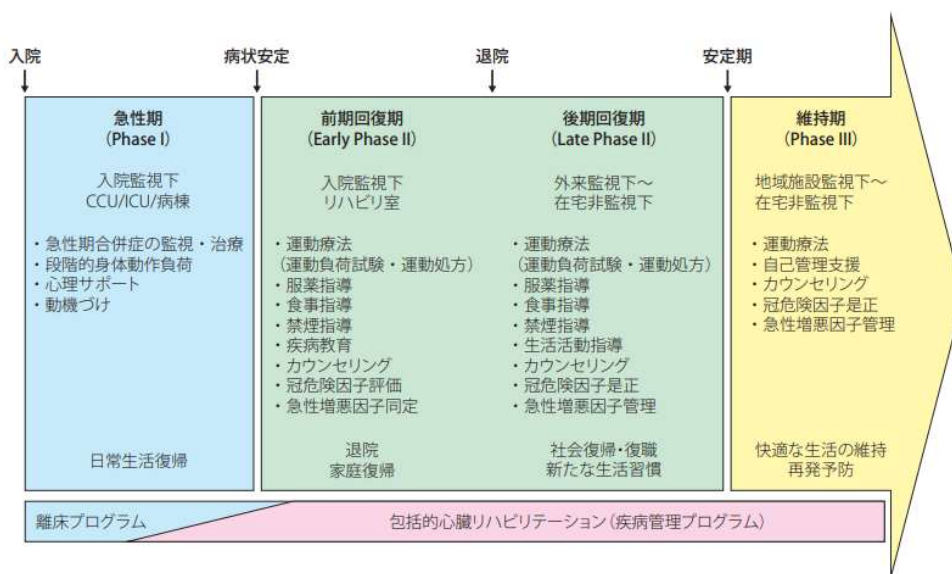
心臓リハビリテーションとは、『心血管疾患患者の身体的・心理的・社会的・職業的状态を改善し、基礎にある動脈硬化や心不全の病態の進行を抑制あるいは軽減し、再発・再入院・死亡を減少させ、快適で活動的な生活を実現することをめざして、個々の患者の「医学的評価・運動処方に基づく運動療法・冠危険因子是正・患者教育およびカウンセリング・最適薬物治療」を多職種チームが協調して実践する長期にわたる多面的・包括的プログラム』と定義されています。

心不全を始めとした各心血管疾患を発症した際には、発症後に心臓の機能が低下するほか、入院治療等で安静な生活を続けたことによって運動能力や体の調節の働きも低下していきます。更に心不全そのものが筋肉や心肺持久力の低下を引き起こすとされています。そのため、これらの改善のために食事や入浴、排泄等の身の回りの生活が安全に行えるようになるように入院中から運動療法などが行われます。

また、心不全は退院後も適切な管理を継続しなければ再発することが多く、日本全体の再入院率が退院後6ヵ月以内で27%、退院後1年以内では35%とも言われているため、生涯を通じて肥満、飲酒、喫煙等の危険因子を増やす生活習慣を是正し、自己の健康管理を続けていくことが重要となります。運動療法だけでなく、栄養、食事指導、生活指導、禁煙指導等の長期間に渡って様々な専門職が病期ごとに心疾患の管理のための患者支援を実施します。心臓リハビリテーションの主要要素としては、「再発防止・長期予後改善」、「生活の質（QOL）の向上」、「抑うつ改善」、「フレイル（虚弱）予防」、「運動耐容能（どれくらいの運動に耐えられるかの限界能力）の増加」などがあり、急性期の病院のみでは完結できないため、多職種の医療チームにより患者を支援する必要があります。

特に、心不全で何回も再入院を繰り返している方は息苦しさなどから活動量が低下する等の影響から、フレイルの状態になる危険性が高まりますが、心疾患をもった患者がフレイルになった場合は医学的な管理の中での専門的な心臓リハビリテーションが必要になります。

図表 4-4-1-1 疾病管理プログラムとしての心血管リハビリテーションの例



資料：日本循環器学会心血管疾患におけるリハビリテーションに関するガイドライン（2021年改訂版）より引用

○ 各時期のリハビリテーションの内容

心臓リハビリテーションは、行われているリハ内容や時期によって「急性期」、「前後回復期」、「後期回復期」、「維持期」の4つの時期に分類されています。

入院中、急性期（入院早期）には日常生活への復帰を目的とした取組、前期回復期（入院後期から退院）には在宅復帰を目的とした取組が行われます。

退院後も後期回復期（退院～退院後1～3ヵ月頃まで）には外来受診にて新しい生活への順応や社会生活への復帰を目的とした取組、維持期（地域において生活する時期）には再発予防、快適な生活を送るための取組を実施します。

○ 急性期（入院早期）

急性期における心臓リハビリテーションは入院中の早期から実施され、疾患の治療の他に、ベッド上で生活していた人が徐々にベッドから離れて生活機能や範囲を拡大していく「離床プログラム」の他、患者本人が自ら病態を理解することで、その後の危険因子の管理を進めやすくし、今後の心臓リハビリテーションへの意欲を持たせる患者教育を実施します。

○ 前期回復期（入院後期から退院）

前期回復期における心臓リハビリテーションとして、退院や家庭復帰を目的として、運動器具を使用した有酸素運動やレジスタンストレーニング（低～中等度の負荷での筋力トレーニング）などの運動療法を実施する他に、生活全般、服薬、食事、禁煙、自身での疾病の管理、緊急時の対応などの退院指導を、家族を交えて実施します。

○ 後期回復期（退院～退院後1～3ヵ月頃まで）

後期回復期における心臓リハビリテーションとして、退院後の生活に身体を慣れさせることや危険因子の多い生活を改善し新しい生活習慣を獲得することを目的として、外来通院でのリハビリや在宅での運動療法を実施します。

また、再発予防のため、自己管理の重要性を患者や家族に説明し、治療目標と心臓リハビリテーションプログラムの内容についての共有や、身体活動量を把握し過剰活動や低活動であった場合に適切な活動量に是正するよう指導します。

○ 維持期（地域において生活する時期）

後期回復期における心臓リハビリテーションとして、主に再発予防を主眼において回復期までに得られた身体機能を維持するために、生涯にわたってリハビリテーションを継続できるように、地域での運動や生活習慣改善等の予防プログラムを生活の一部に取り込んで継続的に実施されるよう指導します。

(2) 施策の具体的展開

○ 心臓リハビリテーションの重要性に関する啓発

心臓リハビリテーションが必要な患者が生活状況や自分の状態を記録し、自分の病気に対する理解を深める他、心臓リハビリテーションの重要性について啓発活動を進めてまいります。

(3) 施策の評価指標

| 目標項目  | 現状（直近値）          | 目標         |
|---|------------------|------------|
| 心大血管疾患等リハビリテーション（Ⅰ）又は（Ⅱ）の届出医療機関数            | 52機関<br>（令和5年4月） | （モニタリング指標） |
| 回復期リハビリテーション病棟において心大血管疾患リハビリテーションを提供した医療機関数 | 2機関<br>（令和4年）    | （モニタリング指標） |

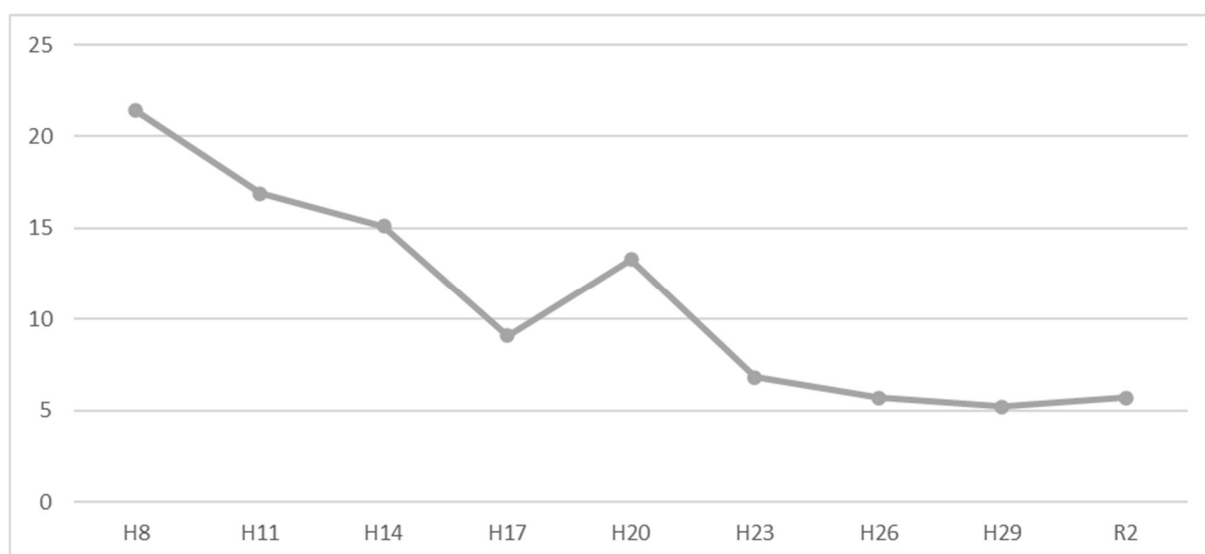
## 2 入院時心臓リハビリテーションの実施状況について

### (1) 施策の現状・課題

心血管疾患の治療は心臓手術の進歩やCCU（心血管疾患を対象とした集中治療室）の普及、再灌流療法等により、発症した際の身体機能の回復が早くなり、千葉県<sup>かん</sup>の虚血性心疾患の平均在院日数は平成8年の21.4日から平成29年の5.2日と減少の傾向にあります。

心血管疾患の身体機能の回復に必要な期間は脳卒中に比べ短い傾向にあるため、脳卒中の様に身体機能の回復を目的としたリハビリを専門とした病院（病棟）に転院はせず、必要な場合は最初入院した急性期病院（病棟）にて心臓リハビリテーションを受けて退院することが多い傾向にあります。

図表 4-4-2-1 虚血性心疾患患者の平均入院日数の推移



資料：患者調査（厚労省）

#### ○ 入院中の心臓リハビリテーションの実施状況

関東信越厚生局への届出によると千葉県内において循環器内科を標榜している病院のうち心大血管リハビリテーション料の届出をしている医療機関は50機関（37.6%）ありました。

また、令和3年度の循環器病実態調査によると、千葉県内の心血管疾患関係診療科を標榜している病院において、心臓リハビリテーションを実施している病院は48.5%であり、その内、急性期治療を担っている病院において心臓リハビリテーションを実施している病院は80.6%、その他の病院において心臓リハビリテーションを実施している病院は12.9%です。

専門医の在籍状況と心臓リハビリテーションの実施状況の関連性を見ると、心臓カテーテル専門医が在籍している病院のうち、心臓リハビリテーションを実施している割合は80.0%と高くなっています。

急性心筋梗塞などの急性期治療を実施している病院においては、身体機能を回復させる必要があることから、心臓リハビリテーションの実施率が高いと思われます。

より質の高い心臓リハビリテーションの充実のためには、専門的な知識

を持った心臓リハビリテーション認定医やその他心臓リハビリテーションに関わる専門職（看護師や理学療法士等）が重要な役割を担いますが、心臓リハビリテーションを実施している病院のうち、心臓リハビリテーション認定医の在籍している割合は12.1%と低く、心臓リハビリテーション認定医数の増加が課題となります。

図表 4-4-2-2 二次医療圏別の循環器内科標榜医療機関数と心臓リハビリテーション届出数

|        | 施設調査（心疾患）の調査対象となった施設数 | 心大血管リハビリテーション料届出あり（施設数） |       |          | 心大血管リハビリテーション料届出割合 | 65歳以上人口10万人当たりの心リハ施設数 |
|--------|-----------------------|-------------------------|-------|----------|--------------------|-----------------------|
|        |                       | 合計                      | 急性期一般 | 地域包括ケア病棟 |                    |                       |
| 千葉     | 22                    | 10                      | 9     | 3        | 45.5%              | 4.0                   |
| 東葛南部   | 36                    | 11                      | 11    | 3        | 30.6%              | 2.7                   |
| 東葛北部   | 27                    | 12                      | 12    | 4        | 44.4%              | 3.2                   |
| 印旛     | 18                    | 6                       | 4     | 1        | 33.3%              | 2.9                   |
| 香取海匝   | 8                     | 3                       | 2     | 1        | 37.5%              | 3.2                   |
| 山武長生夷隅 | 6                     | 2                       | 2     | 0        | 33.3%              | 1.4                   |
| 安房     | 5                     | 2                       | 2     | 0        | 40.0%              | 4.0                   |
| 君津     | 4                     | 1                       | 1     | 0        | 25.0%              | 1.0                   |
| 市原     | 7                     | 3                       | 3     | 1        | 42.9%              | 3.8                   |
| 県全体    | 133                   | 50                      | 46    | 13       | 37.6%              | 2.9                   |

資料：関東信越厚生局届出  
令和3年度循環器病対策実態調査

○ 心臓リハビリテーションの課題

急性期治療を担っているものの心臓リハビリテーションを実施していない病院に対して、実施しない理由を確認したところ、「施設基準に求められる緊急対応の確保が困難なため（57.1%）」、「対応できる人材がないため（専門職の不足）（42.9%）」「スタッフが少なく、実施している余裕がないため（人員不足）（42.9%）」といった理由が上位に上がりました。

その他の病院において心臓リハビリテーションを実施していない病院に対して実施しない理由を確認したところ、「対応できる人材がないため（専門職の不足）（81.5%）」という理由が他の質問と比べ多く、より需要の多い急性期治療を担っている病院に専門職が集まっているため、その他の病院では実施されていない現状があります。

(2) 施策の具体的展開

○ 循環器病患者に対するリハビリテーション体制の整備

患者の状態に応じて、様々な関係者がそれぞれの立場から心臓リハビリテーションを提供することができるよう、地域リハビリテーション支援体制の整備を図ります。

○ 専門職の確保

入院時心臓リハビリテーションの実施率の向上のためには心臓リハビリテーション認定医や心臓リハビリテーション指導士をはじめとした専門職員の確保が重要なため、医療施設従事者等の需要と供給の把握に努めます。

(3) 施策の評価指標

| 目標項目  | 現状（直近値）                 | 目標                |
|---|-------------------------|-------------------|
| <p>入院心血管疾患リハビリテーションの実施医療機関数（千葉・東葛南部・東葛北部・印旛・市原医療圏）</p> <p>※他の医療圏については、実施している医療機関数が3ヵ所未満であったことから、ガイドラインに基づき未公表</p> | <p>37機関<br/>（令和3年度）</p> | <p>（モニタリング指標）</p> |



## 第5節 地域生活期（維持期）（再発予防・生活の質の向上等）

### ○ 中間目標【取組の方針】

- 在宅等における生活期に切れ目のない医療・介護が提供されている。

| 中間目標（指標）              | 現状（直近値）             | 目標                  |
|-----------------------|---------------------|---------------------|
| 入退院支援実施件数             | 148,726件<br>(令和4年度) | 185,273件<br>(令和8年度) |
| 外来心血管疾患リハビリテーションの実施件数 | 11,289件<br>(令和3年度)  | (モニタリング指標)          |

## 1 慢性心疾患について

### (1) 施策の現状・課題

心臓は、拡張と収縮を繰り返すことで、体中に血液を循環させる、ポンプのような役割をしています。その心臓が不整脈や虚血性心疾患、弁膜症など何らかの原因で障害を受けてポンプ機能が十分に果たせなくなるものが心疾患です。

心疾患は基本的に治癒することはなく症状の寛解増悪を繰り返して次第に悪化していくことがよくあります。すなわち心疾患は一度起きてしまうとたとえ症状がなくとも完全に治癒することはないため長く付き合っていくことが必要となり、このような状態を慢性心疾患といいます。慢性心疾患の方は症状が悪化しないように、病態が悪化しないように努めることが大切です。

心臓リハビリテーションは慢性心疾患とうまく付き合っていくための重要なツールです。このリハビリにおいては再発予防のため回復した身体機能の維持を目的として生涯にわたってリハビリテーションを継続できるよう、自己管理（セルフコントロール）や定期的な外来受診について指導がなされますので、心臓リハビリテーションを継続する毎日の積み重ねが大切となります。

また心不全の再発予防を防ぎ身体機能を維持していく上では、患者やその家族が自己管理の重要性を理解し適切に実行する必要があります。

自己管理においては、血圧、体重や塩分の管理、患者の病態や病気に応じた栄養管理、服薬管理等、正しい知識に基づいて継続的に生活習慣を改善していくことが重要です。

### (2) 施策の具体的展開

- 自己管理に係る啓発の推進

慢性心疾患をもつ患者が生活状況や自分の状態を記録することで、自分の病気に対する理解を深め、現在の状態の把握をする助けとなります。そのほかに、関係者間で患者の体調状況を共有できるよう、リーフレット等によ

る啓発を行います。

## 2 在宅療養が可能な環境の整備について（医療と介護の連携）

### (1) 施策の現状・課題

心血管疾患治療後の身体機能の低下等の状況によっては、生活の支援や介護が必要な状態に至る場合があります。また、再発や増悪等を繰り返す特徴があることからその予防のための生活習慣の改善や適切な服薬管理などを行うことが求められています。

入院中の患者が、安心、納得して退院し、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるようにしていくためには、入院前から退院後の生活を見据えた入退院支援が重要であり、退院支援担当者の配置や退院困難者のスクリーニングの導入や多職種による退院前カンファレンス等の病院における組織的な取組が行われています。

令和4年度病床機能報告によれば、地域医療連携室等の退院調整部門を設置している医療機関数は、報告のあった363か所中191か所でした。

また、退院支援担当者を配置している医療機関数は、平成29年の142か所から、令和2年の149か所と増加しているものの、全ての医療機関で十分な支援が行われているとは言えない状況です。

入院患者の退院支援を進めるためには、行政や医療・介護関係者の多職種が連携しながら、患者の状況に応じて、必要な在宅医療や介護サービスの内容や提供方針の検討、共有ができる体制の構築が求められています。

在宅医療を必要とする方には、訪問診療を受ける患者だけではなく、病院・診療所の外来において通院による診療を受けながら、必要に応じて訪問看護などのサービスを受ける患者も含まれます。医療の継続性を確保するとともに、入退院に伴って新たに生じる心理的・社会的問題の予防や対応のための連携について、生活を見据えて支援することも重要です。

患者の生活機能や家庭環境等に応じて、また、患者を身近で支える家族の負担軽減を図るためにも、訪問診療、訪問歯科診療、訪問薬剤指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、訪問栄養食事指導、介護など、多職種の協働を推進するとともに、医療・介護従事者の人材育成を行い、在宅医療・介護連携を担う従事者の増加が重要です。

### (2) 施策の具体的展開

#### ○ 医療・介護の多職種連携の促進

患者、利用者の生活の視点に立って、入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等の場面に応じて切れ目ない医療・介護を提供するための多職種連携を促進し、入退院支援の仕組みづくりなど、効果的・効率的な連携の支援に取り組むとともに、地域医療連携パスや、その他の情報共有ツールを活用した地域連携の取組を支援するなど、一層の連携体制を構築していきます。

また、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、県理学療法士・作業療法士・言語聴覚士連携推進会議、県介護支援専門員協議会などの医療・介護関係団体や行政を構成員とする千葉県在宅医療推進連絡協議会などを活用し、医療・介護の連携促進に取り組めます。

#### ○ 在宅医療・介護連携を担う従事者の増加、質の向上

在宅医療・介護連携を担う人材の確保と定着促進のため、人材育成や相談、普及啓発等の事業を、関係団体と協働して取り組みます。

また、資質向上のための研修の実施や関係団体が行う取組を支援し、従事者の質の向上を図ります。

○ 市町村の在宅医療・介護連携の取組への支援

市町村における地域包括ケアシステムの構築をサポートするため、市町村職員への研修を実施し、市町村の課題に対応した支援を行います。

また、介護支援専門員と医療機関等の関係者が心身の状況、生活環境、介護サービスの利用状況などの情報を共有するために、県が参考様式として作成した「千葉県地域生活連携シート」の活用等により、医療と介護の一層の連携強化を図ります。

(3) 施策の評価指標

| 指標名                                       | 現状                 | 目標                 |
|---|--------------------|--------------------|
| 在宅患者訪問診療<br>実施診療所数・病院数                    | 758箇所<br>(令和4年度)   | 785箇所<br>(令和8年度)   |
| 機能強化型<br>訪問看護ステーション数                      | 34箇所<br>(令和5年度)    | 42箇所<br>(令和8年度)    |
| 在宅医療・介護連携の推進に<br>取り組む市町村への支援（研<br>修会参加者数） | 122人<br>(令和4年度)    | 160人<br>(令和8年度)    |
| 在宅患者訪問診療(居宅)実施<br>歯科診療所数                  | 433箇所<br>(令和2年度)   | 505箇所<br>(令和8年度)   |
| 居宅療養管理指導実施薬局数<br>(介護予防居宅療養管理指導<br>含む)     | 1,314箇所<br>(令和4年度) | 1,426箇所<br>(令和8年度) |
| 在宅療養後方支援病院数                               | 18箇所<br>(令和5年度)    | 19箇所<br>(令和8年度)    |
| 入退院支援を実施している診<br>療所数・病院数                  | 147箇所<br>(令和4年度)   | 165箇所<br>(令和8年度)   |

### 3 外来心臓リハビリテーションについて

#### (1) 施策の現状・課題

心血管疾患を発症した患者が退院し在宅で生活をする際には、発症前と同様に心血管疾患リスクの高い生活を続けると再発し症状が悪化する危険が高まるため、「セルフケア（自己管理）」が必要となります。

心不全のセルフケアとは、症状を悪化させずに安定した状態を維持するために生活することであり、以下の三つの段階を踏んで、実施できるようになることが重要です。

- ・ セルフケアのメンテナンス  
服薬の順守や運動、適切な食事等の健康的な生活活動を継続すること
- ・ 心不全症状の自覚と理解  
心不全の症状やその意味、自分の身体の状態を理解すること
- ・ 心不全症状のマネジメント  
心不全の症状を自覚した際に適切に対処できること

これらを実行できるようになるには患者自身の知識や経験が必要であり、心臓リハビリテーションでは患者教育が重要な位置を占めているとともに、患者や家族、介護者に対して入院中から継続的に患者教育・指導を行うことが推奨されています。

#### ○ 治療のドロップアウト（中断）

退院後の心臓リハビリテーションの課題として、患者教育を実施し、様々な知識を習得してもセルフケアを行うことができない患者が一定数いることがあげられています。

心不全の症状は、退院時には一旦回復した様に感じてしまい、症状が徐々に進行したとしても自覚が難しい場合があることが、理由として考えられます。

息切れ、浮腫、倦怠感、うつ、不安等の心不全の症状は、加齢などの心不全以外でも生じるものであり、症状の自覚や危機感が少ない患者が治療やセルフコントロールをドロップアウト（中断）してしまうことにより、身体機能の悪化、再入院などのリスクが高まります。

#### ○ 外来心臓リハビリテーション実施施設について

心臓リハビリテーションのドロップアウト（中断）を少なくするためには、患者教育の他に治療のハードルを下げることも重要です。

しかしながら、令和3年度に実施した循環器病対策実態調査によると、外来心臓リハビリテーションを実施している医療機関は少ないのが現状です。

#### ○ フレイルについて

年齢を重ねることで、心や体の動きが弱くなってしまった状態を「フレイル（虚弱）」といいます。筋力が衰えて疲れやすくなる、家に閉じこもりがちになるなど、加齢により生じやすくなる衰え全般を指しています。

高齢者が心不全を発症した際には、心臓の機能を発揮できなくなっているため、同時にフレイルとなってしまう場合が多くあり、セルフケアを適切に実施せずに、フレイルをそのままにしておくと、認知症や寝たきりに陥りやすくなり、身体機能の悪化、再入院などのリスクが高まるという指摘があります。

**(2) 施策の具体的展開**

- 治療のドロップアウト（中断）の防止に関する支援
 

心臓リハビリテーションを必要とするセルフケアを適切に実施し、自分の病気に対する理解を深める他、治療のドロップアウト（中断）を防止するため、心臓リハビリテーションの重要性について啓発活動を進めてまいります。
- 循環器病患者に対するリハビリテーション体制の整備
 

患者の状態に応じて、様々な関係者がそれぞれの立場から心臓リハビリテーションを提供することができるよう、地域リハビリテーション支援体制の整備を図ります。
- フレイルの予防に関する支援
 

介護予防・日常生活支援総合事業による通いの場や短期集中予防サービスの充実、また自立支援に向けた地域ケア会議の開催などの介護予防施策を行う市町村職員を対象に研修会を実施するなど、市町村がフレイル予防の取組を効果的に実施できるよう支援を行います。

**(3) 施策の評価指標**

| 目標項目   | 現状（直近値）         | 目標         |
|--|-----------------|------------|
| 外来心血管疾患リハビリテーションを実施している医療機関数<br>（千葉・東葛南部・東葛北部・印旛・山武長生夷隅※）<br>※他6医療圏については、実施している医療機関数が3ヵ所未満であったことから、ガイドラインに基づき未公表 | 20箇所<br>（令和3年度） | （モニタリング指標） |

#### 4 就労支援等の患者支援について

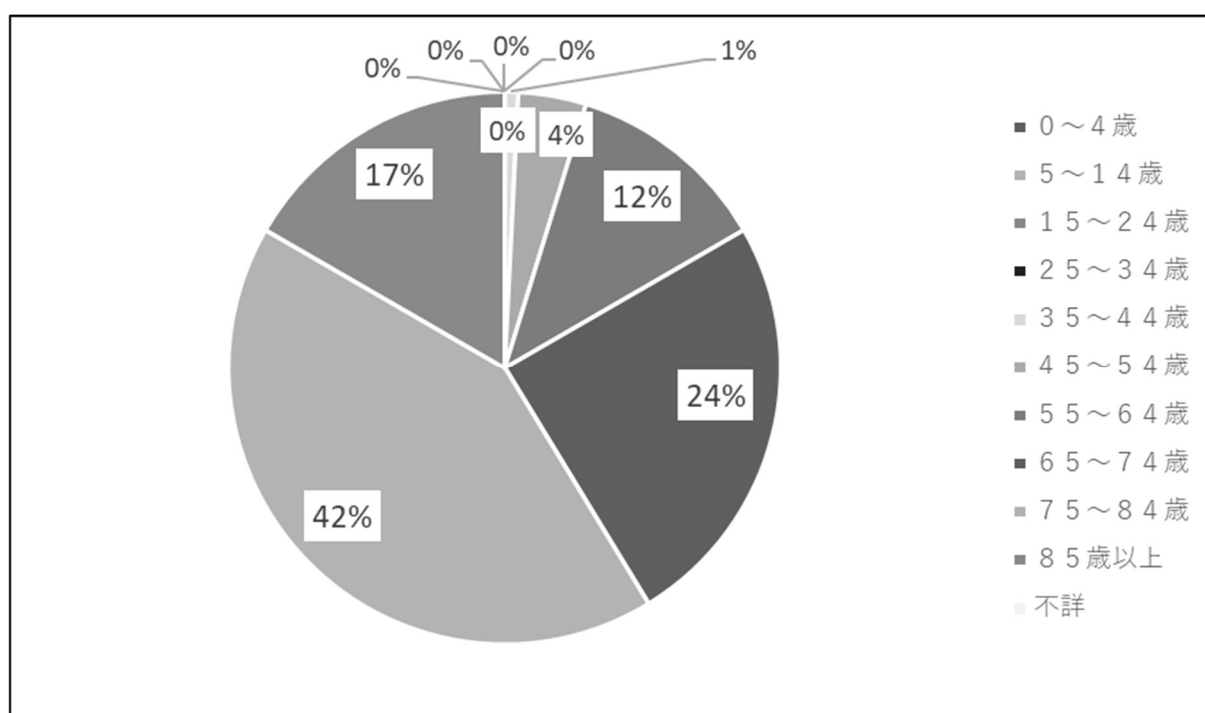
##### (1) 施策の現状・課題

###### ○ 就労支援について

心血管疾患（高血圧性疾患を除く）の総患者数は、全国で305.5万人、千葉県で12.6万人と推計されており、うち約17%が就労世代（20～64歳）の患者です。

心血管疾患の経過や予後は、治療法や心機能等によって異なりますが、発症直後に速やかに治療を受けて重症化を防いだ場合、障害が残らずに発症前に近い機能まで回復し、通常の生活に復帰できるケースが多く、心血管疾患によって休職した労働者の多くが復職できているという報告もあります。

図表 4-5-4-1 患者年齢構成割合



|                | 0～4歳 | 5～14歳 | 15～24歳 | 25～34歳 | 35～44歳 | 45～54歳 | 55～64歳 | 65～74歳 | 75～84歳 | 85歳以上 | 不詳 |
|----------------|------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|----|
| 心血管疾患<br>(合計値) | 0    | 0     | 0      | 0      | 1      | 5      | 15     | 31     | 53     | 21    | 0  |
| 心血管疾患 (割合)     | 0%   | 0%    | 0%     | 0%     | 1%     | 4%     | 12%    | 25%    | 42%    | 17%   | 0% |

資料：患者調査（厚労省）

心血管疾患の経過は、治療法や心機能等によって異なりますが、入院期間を経て通常の生活に復帰できるケースでは、就労に際して事業者側の特別な配慮が必要ないことも多くあります。

一方で、再発を防止し病状を安定させるためには、生涯にわたって通院、服薬、生活習慣の改善など配慮が必要となる場合もあり、重症度によっては運動の制限等について主治医の指示がでることもあるため、職場と情報を共有して対応することが重要です。

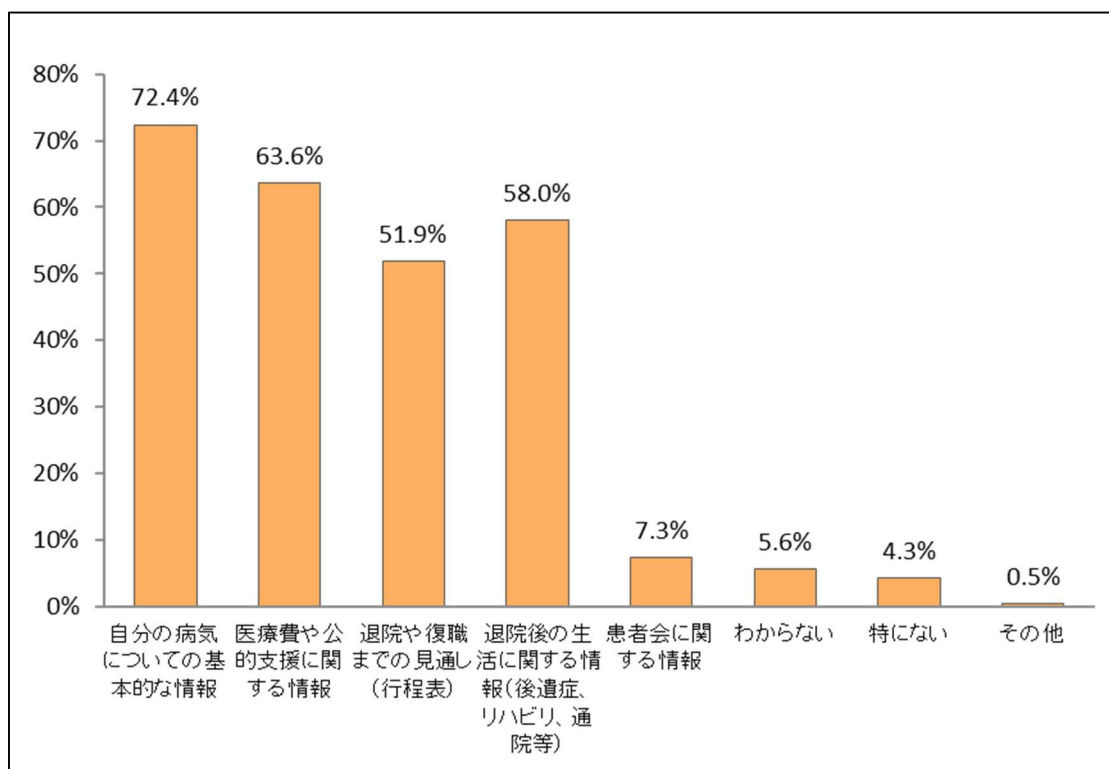
○ 適切な情報提供・相談支援について

医療技術や情報技術が進歩し、患者の療養生活が多様化する中で、患者とその家族が抱く、診療及び生活における疑問、心理社会的・経済的な悩み等に対応することが求められています。

実態調査によると、仮に脳卒中・心血管疾患と診断され、長期（3カ月以上）の入院や手術が必要になった場合に必要な情報は何かという質問に対して、「自分の病気についての基本的な情報」72.4%、「医療費や公的支援に関する情報」63.6%、「退院後の生活に関する情報（後遺症、リハビリ、通院等）」58.0%でした。

医療費や生活への支援としては、高額療養費制度や傷病手当金などがあります。また、令和4年度診療報酬改定により、企業に対する患者の就労と治療の両立に必要な情報の提供を評価する療養・就労両立支援指導料の対象となる疾患に、「心疾患」が追加されています。

図表 4-5-4-2 長期の入院や手術が必要になった場合に欲しい情報の選択割合（再掲）



資料：令和3年度循環器病対策実態調査（千葉県）

(2) 施策の具体的展開

○ 相談、情報提供

医療技術や情報技術が進歩していることから、治療を受けながら働き続けることができる可能性が高まっており、患者の離職防止や、再就職のための就労支援といった治療と仕事の両立支援の充実が求められています。

そのため、患者の離職防止に当たっては、「自分の病気についての基本的な情報」、「医療費や公的支援に関する情報」、「退院後の生活に関する情報



（後遺症、リハビリ、通院等）」等の各患者やその家族が必要としている情報の提供等に努めます。

また、再就職のための就労支援については、関係機関が、患者やその家族のニーズに応じて、就労支援機関等との情報提供や連携できるよう、取り組みます。

## 5 小児期・若年期からの配慮が必要な循環器病への対応について

### (1) 施策の現状・課題

#### ○ 移行期医療支援体制

近年の治療法の開発や治療体制の整備等により、小児期に循環器病に罹患した患者全体の死亡率は大きく減少した一方で、原疾患の治療や合併症への対応が長期化し、それらを抱えたまま成人期を迎える患者が増えています。こうした現状から、小児期に慢性疾患に罹患した患者の年齢と共に変化する病態や変遷する合併症に対応し、小児から成人までの生涯を通じて切れ目のない医療が受けられるよう、小児診療科と成人診療科との連携など医療提供体制の整備が必要です。

また、成人期医療への移行に向けては、疾患を理解し、自ら適切な自己管理を行うスキルを身につけ自立（自律）するための支援体制が必要です。

移行医療の推進に当たっては、移行期医療支援体制の充実と医療、保健、福祉、教育に係る行政及び関係機関の連携した取組が求められています。移行期医療支援センターとの連携や活用が重要です。

#### ○ 療養支援体制

先天性心疾患の患者は、小児期より心臓の機能障害により社会での日常生活活動が制限される障害を持っている場合も少なくありません。

医療的な治療以外にも障害のある子どもが乳幼児期から学校卒業までライフステージを通じて一貫した療養支援を受けられるよう、関係機関の連携により、地域における療育支援体制の構築が求められています。また、障害者手帳の有無や診断名等にかかわらず障害の可能性が見込まれる子どものために、相談支援体制の充実及び在宅障害児等やその家族の福祉の向上が求められています。

#### ○ 医療費負担に関する支援体制

小児期から成人期への移行については経済的支援の観点からも、必要な医療費支援制度を小児慢性特定疾病の医療費助成などの小児期の制度による支援から、難病患者への医療費助成制度や重度心身障害（児）者医療費助成制度など、成人期に利用できる制度による支援へどのように移行させるかも重要です。

### (2) 施策の具体的展開

#### ○ 移行期医療支援体制の整備

- ・ 小児期から成人期への移行期にある小児期に慢性疾患に罹患した患者に、切れ目なく年齢や状態に応じた適切な医療を提供するため、移行期医療支援の拠点として、平成31年4月から千葉県移行期医療支援センターを設置し、移行期医療支援コーディネーターを配置して、小児診療科と成人診療科間の連携支援や移行期医療の必要性の理解を深める研修等を実施し、移行期医療を推進しています。
- ・ 保健所では、小児慢性特定疾病児童等自立支援員を配置し、小児慢性特定疾病に罹患する子どもやその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提

供及び助言等を行うとともに、自立に向けて関係機関との連絡調整などを行い、小児慢性特定疾病に罹患する子どもの自立促進に取り組みます。

- ・ 千葉県移行期医療支援連絡協議会や千葉県慢性疾病児童等地域支援協議会などを活用し、移行期医療支援体制の充実と医療、保健、福祉、教育に係る行政及び関係機関の連携を促進します。
- 療養支援体制の充実
  - ・ 医療的ケア児等の支援に関して、ニーズや地域資源の状況を踏まえ、保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進を図ります。
  - ・ ホームヘルプ、障害児通所支援、訪問看護などを通じて在宅支援機能の強化を図り、子どもの育ちと子育てを支える施策に取り組みます。
  - ・ 放課後等デイサービスについては、発達支援を必要とする障害のある子どものニーズに的確に対応するため、事業所の支援の質の向上を図ります。
  - ・ 重症心身障害児（者）等が入院・入所する老朽化が進んだ千葉リハビリテーションセンターについて、県民からの幅広いニーズに対応できる施設の整備を進めています。
- 医療費負担に関する支援
  - ・ 医療費負担の軽減として、身体障害のある子どもに対する育成医療費の給付を引き続き行います。また、「重度心身障害者（児）医療給付改善事業」については、身体障害者手帳1級、2級いずれかの手帳所持者などを対象に医療費の補助を行います。
  - ・ 「小児慢性特定疾病医療費助成制度」については、慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、その治療方法の確立と普及を目的とした研究等に資する医療費の一部の補助等を行います。
- 就労や生活に関する支援
  - ・ 疾患の重症度により、フルタイムでの勤務ができない方も少なくありません。障害者就業・生活支援センターなどの地域の支援機関や医療機関等の関係機関との連携により、就労や生活に関する相談や国の障害年金制度活用の助言などのさまざまな支援を行います。

## 第5章 感染症発生・まん延時や災害時等の有事を見据えた医療提供体制

### 最終目標【千葉県を目指す姿】

- 感染症発生・まん延時や災害時等の有事においても、感染症患者や被災者等に対する医療を確保することを中心としつつ、それ以外の疾患の患者に対する医療も確保することができる。

※本章については、最終的な成果を毎年度数値で示すことが困難であり、国基本計画等においてもアウトカム指標が設定されていないことから、最終目標は設定していません。

#### (1) 施策の現状・課題

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、循環器病患者の救急搬送や手術に制限が生じる等、循環器診療のひっ迫や受診控えが生じたことが、国基本計画等において指摘されています。

このことを踏まえ、感染症発生・まん延時や災害時等の有事においても、感染症患者や被災者等に対する医療を確保することを中心としつつ、それ以外の疾患の患者に対する医療の確保も適切に図ることができるような医療提供体制を構築していく必要があります。

#### (2) 施策の具体的展開

- 新興感染症発生・まん延時を見据えた対策
  - ・ 新興感染症発生・まん延時においても、感染症以外の患者も含めて切れ目のない医療体制を整備する必要があることから、医療措置協定の締結などにより新興感染症に対する医療体制を構築しつつ、新興感染症以外の医療の確保も目指します。
  - ・ 感染症発生・まん延時においても、地域において必要な医療を確保できるよう、医療機関の役割分担及び連携の促進などにより体制の整備に努めます。
  - ・ 医療機関と平時に法に基づき医療措置協定を締結するに当たっては、診療等の際に用いる个人防护具の備蓄を求めておくことにより、个人防护具の備蓄の実施が医療措置協定に適切に位置づけられるように努めます。
- 災害時等を見据えた対策
  - ・ 災害時において、被災地域における医療機関や救護所等の状況や医療ニーズ等の情報を収集・把握するとともに、DMATや主に急性期以降の医療救護活動を行う医療救護班、災害支援ナース等の派遣要請及び配置調整、関係機関への支援要請等を行います。
  - ・ 災害発生により、ライフラインの途絶が長期間となった場合にも、診療機能が維持できるよう、県の災害対策本部と連携しながら水（飲用水、診療用水、生活用水等）・燃料を確保します。

- ・ 厚生労働省の実施するBCP策定研修事業等を活用し、医療機関のBCPの策定を促進します。
- ・ 被災地内の医療機関の被災状況、患者転送の要請、医療スタッフの要請等に関する情報及び被災地内外の医療機関の支援体制等について、「広域災害救急医療情報システム（EMIS）」を活用し、情報の収集・提供を図るとともに、関係機関における運用体制の充実を図っていきます。

(3) 施策の評価指標

| 指標名                                       | 現状                       | 目標                        |
|---|--------------------------|---------------------------|
| 各協定締結医療機関（入院）における確保可能病床数（流行初期）            | —                        | 640床<br>(令和11年度)          |
| 各協定締結医療機関（入院）における確保可能病床数（流行初期以降）          | —                        | 1,400床<br>(令和11年度)        |
| 後方支援の協定を締結する医療機関数（流行初期以降）                 | —                        | 130機関<br>(令和11年度)         |
| 災害派遣医療チーム<br>(DMAT)<br>・ チームの数<br>・ 構成員の数 | 51チーム<br>303名<br>(令和5年度) | 60チーム<br>360名<br>(令和11年度) |
| (CLDMAT)<br>・ チームの数<br>・ 構成員の数            | 17チーム<br>151名<br>(令和5年度) | 27チーム<br>200名<br>(令和11年度) |
| 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）への登録率                | 100%<br>(令和4年度)          | 現状維持<br>(令和11年度)          |